

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年7月8日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県静岡財務事務所長

2 担当部局

〒422-8630 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号

静岡県静岡財務事務所総務課

電話番号 054-286-9112

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和4年度 静岡総合庁舎本館別館建築基準法第12条に基づく外壁全面打診調査業務委託

(3) 業務場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号 静岡県静岡総合庁舎(本館、別館)

(4) 業務概要

静岡総合庁舎に係る建築基準法第12条に基づく外壁全面打診調査

(5) 業務期間

契約締結の翌日から令和4年12月14日まで

ただし、本館打診調査業務は令和4年9月30日まで、別館打診調査業務は令和4年10月31日までに完了すること

(6) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント業務」の業種区分について競争入札参加資格を有する者、又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていない者で

あること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 本社の所在地が静岡市内にある者であること。

(7) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(8) 一級建築士を1人以上有する者であること。

(9) 一級建築士の資格を有する業務代理人を当該業務に配置し、かつその業務代理人が常駐で現場監督ができる者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和4年7月20日（水）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

(3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用封筒（定形外A4サイズ）を上記2まで送付すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を持参ないし郵送による申請（簡易書留に限る。電送による申請は認めない。）をすること。

(1) 提出期間

令和4年7月8日(金)から令和4年7月20日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合は、7月20日(水)午後5時00分必着とする。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)

イ 静岡県における建設関連業務入札参加資格の審査結果通知書(業種区分 建築関係建設コンサルタント業務)の写し

ウ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を証する書類(登録通知書の写し又は登録証明書の写し)

エ 本業務に配置予定の一級建築士の建築士免許証の写し

オ 本業務に配置予定の一級建築士の資格を有する業務代理人(常駐で現場監督をできる者)の一覧表(別記様式2)

カ 長3号封筒(簡易書留料金を含む404円分切手を貼付)

7 入札手続等

(1) 入札執行日時 令和4年8月2日(火) 午前10時00分

(2) 入札執行の場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号

静岡県静岡総合庁舎 本館7階第8会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定

有

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書等において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、入札委価格が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

8 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県静岡財務事務所総務課（電話番号 054-286-9112）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は入札説明書による。